

大原大学院大学
租税法系科目の紹介

教授 浅井光政

租税法系科目の紹介（基本科目）

租税法総論

（1年春学期）

租税法について、意義、基本原理、解釈方法、課税要件等の重要な基礎的事項を学び、租税に関する一般規定としての国税通則法を中心に学習する。

租税法系科目の紹介（発展科目）

法人税法（1年春学期）

法人課税所得の基本的な法構造を理解し、法人税法の条文解釈に慣れるとともに、法適用場面における理論と実践の妥当性等を身に付けることを目指す。

所得税法（1年春学期）

「所得とは何か」「課税の公平」「担税力に応じた課税」という根源的な問題意識を保持しながら、所得税の基本原則、所得概念、納税義務者、区分された課税所得の内容・性格等について学ぶ。

相続税法（2年春学期・2年秋学期）

相続税および贈与税からなる相続税法制度を体系的に学ぶ。相続税法の基本から事業承継税制や高齢者から若い世代への保有資産移転に係る制度についても学ぶ。

租税法系科目の紹介（発展科目）

消費税法（1年秋学期）

消費税の基礎知識と課税区分、税額計算を理解することを目的とする。単に課税か非課税かを学ぶのではなく、課税体系の基本を身に付けることを目指す。

国際租税法（2年春学期・2年秋学期）

国際課税について、国内課税と比較しながら理解することを旨とする。外国税額控除制度、租税条約、移転価格税制等について学習する。

租税法系科目の紹介（応用・実践科目）

租税法総論演習（2年秋学期）

租税法の総論的・基礎的知識を中心に判例研究等を行い、個別租税法を的確に解釈できる能力を養うとともに、事業税や固定資産税など地方税の具体的事例についても取り上げて学ぶ。

法人税法演習（2年秋学期）

法人所得課税の基本事項に関する事例研究（判例研究）を行うことで、法人税法の法解釈場面と事実認定場面を学び、法人税法の法的素養の習得と実践的能力の習得を目指す。法人税法を理論的に理解し、法人税実務に応用できるようになることが目的である。

租税法系科目の紹介（応用・実践科目）

所得税法演習（2年秋学期）

所得税に係る問題点を含んだ訴訟事例を取り上げ、受講者が順次プレゼンを実施する。全員で議論を深めることにより、所得税法の各種原理・原則の具体的な適用について深い理解を行い、研究に対する問題意識の涵養を目指す。

消費税法演習（2年春学期）

消費税法に関する法令・通達の読み込みを行ったうえで、消費税法に関する採決・判例の検証を行うことで、自洗的な消費税法に関する知識を身に付ける。

履修上の留意点（租税法系のみ）

【本学修了のための要件】

租税法系授業科目から **2単位**（1科目）以上

（修士論文を執筆しない方は、演習科目を2年春学期および2年秋学期に2単位（1科目）以上履修しなければいけません。租税法総論演習、法人税法演習、所得税法演習、消費税法演習も当該演習科目の一つになります。）

【公認会計士短答式試験一部科目免除申請のための要件】

特になし

履修上の留意点（租税法系のみ）

【税理士試験の試験科目免除のための研究認定申請のための要件】

（履修上の留意点）

- ①本学に2年以上在学し、かつ必修科目及び所定の選択必修科目を含めて50単位以上を修得
- ②論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの計8単位（4科目）を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格する必要があります
- ③税法に関する研究認定を受ける者は租税法系の科目4単位（2科目）以上を修得すること。会計学に関する研究認定を受ける者は財務会計系の科目4単位（2科目）以上を修得すること

（注）学位論文作成指導に係る演習を含まないことに注意してください。よって、税法は「租税法総論」「法人税法」「所得税法」「相続税法」「消費税法」「国際租税法」など、会計学は「財務会計Ⅰ・Ⅱ」「簿記Ⅰ・Ⅱ」などです。

ガイドブックを熟読するようにしてください。

履修モデル（税理士税法論文志望者）

1年春学期	1年秋学期	2年春学期	2年秋学期
租税法総論 法人税法 所得税法	消費税法	相続税法 国際租税法	

- ・ 租税法系科目についてはできる限り多く履修するようにしましょう。
- ・ 2年次では修士論文作成に影響のない範囲で、「租税法総論演習」「法人税法演習」「所得税法演習」「消費税法演習」も履修して、将来の税理士業務に役立つ深い知識を得るようにしましょう。
- ・ 特に、自らが修士論文としてテーマとする税目については、必ず履修するようにしてください。

履修モデル（税理士会計学論文志望者）

1年春学期	1年秋学期	2年春学期	2年秋学期
租税法総論 法人税法	消費税法	所得税法 国際租税法	相続税法

- ・ 租税法系科目の講義科目のうち、興味のあるものを履修してください。（上記は全ての講義科目を列挙しています。）
- ・ 会計学論文を執筆する予定であっても、税理士試験の受験や将来的な税理士業務に役立つ科目を各自選択して履修してください。

履修モデル（公認会計士志望者）

1年春学期	1年秋学期	2年春学期	2年秋学期
租税法総論 法人税法	消費税法	所得税法	

- ・ 公認会計士試験論文式試験において「租税法」は必須科目になります。出題範囲は、法人税法・所得税法・消費税法となっていますので、できる限り当該3税目については、早めに履修しておくことをお勧めします。
- ・ 租税法に関する学習経験のない方は、1年春学期に「租税法総論」を履修して、租税法に関する基礎知識を学びましょう。

履修モデル（一般企業就職希望者）

1年春学期	1年秋学期	2年春学期	2年秋学期
租税法総論 法人税法	消費税法		

・ 企業の財務部門や経理部門での就職を目指すのであれば、法人税法や消費税法に関する知識が必要となります。もちろん、従業員の給与計算などの観点からは「所得税法」なども有用な知識になります。他の履修科目との兼ね合いを考えながら、できるだけ多くの租税法系科目を履修しましょう。

履修モデル（米国公認会計士志望者）

1年春学期	1年秋学期	2年春学期	2年秋学期
租税法総論 法人税法		国際租税法	

- ・ 租税法に関する基礎知識のない方は、まずは「租税法総論」を履修しましょう。
- ・ 米国公認会計士試験の受験科目REG（Regulation）は、「税法」と「ビジネス法」から構成されますが、租税法系科目は「税法」分野の知識習得に役立ちます。REGでは米国連邦税法が出題範囲となりますので、日本の税法と同じ内容ではありませんが、税法に関する基礎知識を得るために役立ちます。
- ・ 受験資格のためのビジネス単位の取得を考えている方は、担任経由で大原学園の米国公認会計士講座の専任教員に相談したうえで、履修を決定してください。